



平成 29 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 住友重機械工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 別川 俊介
(コード番号 6302 東証第一部)
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部長
佐藤 常芳
(TEL. 03-6737-2333)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更 並びに配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 121 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に株式併合について付議することを決議いたしました。これに伴い、平成 29 年 5 月 9 日に公表した配当予想を修正しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、これらはいずれも、本定時株主総会において株式併合に関する議案が可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が生じることといたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本件に係る定款の一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款の一部変更は、下記 2. に記載の株式併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることとしております。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記1.に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準にするとともに、当社株式を株主の皆様へ安定的に保有していただくことや中長期的な株価変動等も勘案し、株式併合を実施することといたしました。

なお、発行可能株式総数については、株式併合の割合に応じて、現行の18億株から3億6千万株に変更されます。

(2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の割合 平成29年10月1日をもって、同年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、5株を1株の割合で併合いたします。
- ③併合後の発行可能株式総数 3億6千万株（併合前：18億株）
なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第182条第2項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日（平成29年10月1日）に、上記のとおり変更したものとみなされます。

④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	614,527,405株
併合により減少する株式の数	491,621,924株
併合後の発行済株式総数	122,905,481株

（注）「併合により減少する株式の数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

⑤併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
5株未満	438名（1.17%）	1,073株（0.00%）
5株以上	36,933名（98.83%）	614,526,332株（100.00%）
合計	37,371名（100.00%）	614,527,405株（100.00%）

本株式併合を行った場合、保有株式数が5株未満の株主438名（その所有株式の合計は1,073株。平成29年3月31日現在。）が株主たる地位を失うこととなります。なお、単

元未満株式をご所有の株主様は、会社法第 194 条第 1 項及び当社の定款の規定により、その保有される単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すよう、当社に対して請求することができます。また、同法第 192 条第 1 項の規定に基づき、その保有される単元未満株式を買い取るよう、当社に対して請求することも可能です。いずれにつきましても、お取引の証券会社か、又は証券会社に口座を作られていない場合は当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

⑥ 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めに基づき一括して売却処分、又は自己株式として当社が買取ります。当該売却代金等につきましては、対象となる株主様に対して、その割合に応じて分配いたします。

(3) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記 2. に記載の株式併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線は変更箇所を表示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>18 億株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3 億 6 千万株</u> とする。
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は <u>100 株</u> とする。

4. 配当予想の修正

平成 29 年 5 月 9 日に公表した平成 30 年 3 月期の配当予想に関して、株式併合の割合に応じて 1 株当たりの配当金額を 5 倍とする旨の修正を行うものであります。

下記配当予想の修正は、株式併合に伴い 1 株当たりの配当金額の予想を修正するものであり、配当予想に実質的な変更はありません。

	年間配当金		
	第2四半期末	期末	合計
前回予想 (平成29年5月9日発表)	円 銭 8.00	円 銭 8.00	円 銭 16.00
今回修正予想	※1 8.00	※2 40.00	※3 —
当期実績			
前期実績 (平成29年3月期)	7.00	9.00	16.00

※1 平成30年3月期第2四半期末の中間配当は併合前の株式を対象としております。

※2 平成30年3月期期末配当は併合後の株式を対象としております。

※3 平成30年3月期年間配当金合計額は単純合算ができませんので「—」と表示しております。

5. 主要日程

平成 29 年 5 月 26 日	取締役会（単元株式数の変更に係る定款の一部変更の決議及び第 121 期定時株主総会の招集決議）
平成 29 年 6 月 29 日	第 121 期定時株主総会
平成 29 年 9 月 26 日	1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 9 月 27 日	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日	単元株式数の変更及び株式併合並びにこれらに伴う定款の一部変更の効力発生日

（ご参考）

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年 9 月 27 日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位（併合後の 100 株）にて行われることとなります。

以 上

添付資料

（ご参考）単元株式数の変更及び株式併合についての Q & A

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式併合についてのQ & A

Q 1. 単元株式数変更と本株式併合の目的は何ですか。

A 1. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。また、単元株式数を変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5 万円以上 50 万円未満）の水準にするとともに、当社株式を株主の皆様へ安定的に保有していただくことや中長期的な株価変動等も勘案し、株式併合を実施することといたしました。

Q 2. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 2. 単元株式数変更及び本株式併合に関する主なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

平成 29 年 5 月 26 日	取締役会（単元株式数の変更に係る定款の一部変更の決議及び第 121 期定時株主総会の招集決議）
平成 29 年 6 月 29 日（予定）	第 121 期定時株主総会
平成 29 年 10 月 1 日（予定）	単元株式数の変更及び株式併合並びにこれらに伴う定款の一部変更の効力発生日
平成 29 年 11 月上旬*	株主様へ株式併合割当通知発送
平成 29 年 12 月初旬*	端数処分代金の支払開始

* 平成 29 年 6 月 29 日に開催予定の第 121 期定時株主総会において本株式併合に関する議案が可決された場合の予定です。

Q 3. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 3. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。本株式併合後においては、ご所有の株式数は 5 分の 1 になる一方で、1 株当たりの純資産額は 5 倍になるからです。

具体的には、株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

【株式併合前後での株式数・資産価値のイメージ（株式市場の動向等の他の要因を除く）】

株式併合前			→	株式併合後		
株式数	1株当たり 純資産額	資産価値		株式数	1株当たり 純資産額	資産価値
1,000株	700円	700,000円		200株	3,500円	700,000円

なお、本株式併合に伴い、平成29年5月9日に公表した平成30年3月期の配当予想を修正いたしますが、この修正は株式併合に伴い、1株当たり配当金額の予想を修正するものであり、配当予想に実質的な変更はありません。

Q4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A4.

【所有株式数について】

各株主様の本株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた数（1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます）となります。証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成29年10月1日付で、本株式併合後の株式数に変更されます。なお、本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、一括して売却処分、又は自己株式として当社が買い取ります。当該売却代金等につきましては、対象となる株主様に対して、その割合に応じて分配いたします（具体的なスケジュールはQ2.のとおりです）。

【議決権数について】

本株式併合によって、各株主様の所有株式数は5分の1になりますが、併せて単元株式数の変更（1,000株から100株への変更）を行うため、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。本株式併合及び単元株式数変更の前後で、所有株式数及び議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		→	効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式 相当分
例1	1,000株	1個		200株	2個	なし
例2	1,200株	1個		240株	2個	なし
例3	302株	なし		60株	なし	0.4株
例4	1株	なし		なし	なし	0.2株

・例2及び例3では、単元未満株式（効力発生後において、例2は40株、例3は60株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買い取り又は買い増し制度がご

利用できます。

- ・例3及び例4において発生する端数株式相当分（例3は0.4株、例4は0.2株）につきましては、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて交付いたします。
- ・例4では、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引されている証券会社にお問い合わせください。

Q 5. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 5. 特段のお手続きの必要はございません。

Q 6. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 6. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買い増し又は買い取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。なお、単元未満株式の買増し・買取りのお申し出は、お取引されている証券会社において受け付けております。証券会社に口座をお持ちでない株主様は、以下株主名簿管理人までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合並びに単元未満株式の買い増し・買い取りに関しご不明な点は、お取引のある証券会社又は以下株主名簿管理人までお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
電話番号：0120-782-031（通話料無料）
受付時間：午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）

以上